

事務連絡  
平成 25 年 12 月 5 日

一般社団法人 日本ビルディング協会連合会 御中

国土交通省 都市局都市計画課  
住宅局市街地建築課

### ヘリポート等に係る情報の提供について

日頃より、国土交通行政にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、高層建築物等の計画に際して、周辺に非公共用ヘリポート等（航空法第 41 条第 2 項に規定する「非公共用飛行場」に該当するヘリポート等）がある場合は、当該ヘリポート等の進入区域等と建築物の高さ等について、開発事業者とヘリポート等設置者との間で早い段階から協議を行うことにより、プロジェクトの円滑な推進が期待できます。特に、災害対応等の公益性の高い非公共用ヘリポート等については、施設の公益性を踏まえた適切な協議が望まれます。

このため、この度、国土交通省ホームページ（トップページ内「政策情報・分野別一覧」の「航空」→「空港一覧」（[http://www.mlit.go.jp/koku/15\\_bf\\_000310.html](http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000310.html)））にて、ヘリポート等に係る情報（所在地、設置管理者および進入区域等）の提供を行いましたので、お知らせ致します。貴団体におかれましては、会員の皆様に周知頂くなど当該情報のご活用をお願い致します。